

# 役員の報酬等に関する規定

(目的)

## 第1条

この規定は、社会福祉法人融合会（以下「法人」という）の役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任解任委員の業務に、定期的、或いは特定の日（役員会等）に携わった場合における、報酬（日当、交通費）の外、退任、慶弔等に関する事項について、定めるものである。また、評議員や評議員選任解任委員は役員ではないが、理事及び監事と同等の報酬とする。

(役員会出席手当)

## 第2条

役員が、役員会、又は監査、施設業務などに出席した場合は、出席の都度、次の手当を支給する。

日当及び旅費　：　10,000円（但し、施設の職員は除く。）

ただし、監事と評議員選任解任委員を兼務している場合、評議員選任解任委員の手当は支給しないものとする。

(監査報酬)

## 第3条

監事が、定款に定める業務を行った場合、次の報酬を支給する。

日当及び交通費　：　10,000円

(業務上の旅費)

## 第4条

役員が、特定の日に、理事長の要請により、法人業務（研修会を含む）に従事した場合は、第2条の規定により、手当を支給する。ただし、施設業務に対する出張については、他に定める出張旅費規定による。この場合、施設職員を兼ねている場合は、職員旅費規定による。

(役員の慶弔)

## 第5条

役員の慶弔については、次により、慶弔をする。

1	役員が結婚する場合	50,000円
---	-----------	---------

2	役員の1親等が結婚する場合	20,000円
3	役員か知事賞又は大臣賞を受賞した場合	20,000円
4	役員が死亡した場合	50,000円
5	役員の1親等が死亡した場合	30,000円
6	役員が疾病により、1週間以上入院した場合	20,000円

(役員の退任)

#### 第6条

役員が退任する場合、在任中の功績により、理事会の承認を得て、功労金を支給する。

(1) 理事長 (1年につき)	30,000円
(2) 理事 (1年につき)	10,000円
(3) 監事 (1年につき)	10,000円
(4) 評議員・評議員選任解任委員 (1年につき)	10,000円

#### 付則

- 1, この規則は平成16年4月1日より施行する。
- 1, この規則は平成17年4月1日より施行する。
- 1, この規則は平成19年4月1日より施行する。
- 1, この規則は平成29年4月1日より施行する。